

質問に対する回答書
件名) 常磐自動車道 つくばみらいスマートIC工事

No	質問箇所	質問事項	回答
1	設計図（函渠工）の2/117及び46/117	深層混合処理機が常磐自動車道の俯角内に入る近接施工となるが、常磐自動車道の車線規制は1車線のみとして考えてよろしいでしょうか。また、規制時間は上り下りに関係なく、任意の時間で規制が行えるのでしょうか。規制に伴う費用は、設計変更対象項目でしょうか。	常磐自動車道の車線規制は行わないものとお考えください。ただし、契約後監督員が必要と認め、これを指示した場合は変更協議の対象となります。
2	設計図（函渠工）の44/117、特記仕様書p18の24-2-3構造物掘削（2）	ボックスのウイング付近の土留鋼矢板は、構築したウイングと干渉するため、存置(埋殺し)と考えますが、これは設計変更対象と考えてよろしいでしょうか。	ボックスのウイング付近の土留鋼矢板はウイング構築後に引抜くものとお考えください。ただし、現地条件等により監督員が必要と認めた場合は、変更協議の対象となります。